

議案第 9 号

海老名市固定資産評価審査委員会条例の一部改正について

海老名市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 2 月 2 6 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、審査の手續に関し所要の改正を行うため

海老名市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

海老名市固定資産評価審査委員会条例（昭和３７年条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第４条第２項第１号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号を第３号とし、第１号の次に次の１号を加える。

（２） 審査の申出に係る処分の内容

第４条第３項中「住所」の次に「又は居所」を加え、同条に次の１項を加える。

６ 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第６条中第３項を第４項とし、第２項ただし書を削り、同項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２ 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第３条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第６条に次の１項を加える。

５ 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第１１条第１項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

（１） 主文

（２） 事案の概要

（３） 審査申出人及び市長の主張の要旨

（４） 理由

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第 4 条第 2 項、第 3 項及び第 6 項、第 6 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項並びに第 1 1 条第 1 項の規定は、平成 2 8 年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成 2 7 年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成 2 8 年 4 月 1 日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。